

○厚生労働省令第百七十六号
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の四十五第一項第一号及び第二項第四号並びに第百十五条の四十五の三第二項の規定に基づき、介護保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和2年十月二十二日

介護保険法施行規則の一部を改正する省令

介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のようにより改正する。
(傍線部分は改正部分)

改	正	後	改	正	前
			(法第百十五条の四十五第一項第一号の厚生労働省令で定める被保険者)	(法第百十五条の四十五第一項第一号の厚生労働省令で定める被保険者)	
			第一百四十条の六十二の四 法第百十五条の四十五第一項第一号の厚生労働省令で定める被保険者は、次のいずれかに該当する被保険者とする。	第一百四十条の六十二の四 法第百十五条の四十五第一項第一号の厚生労働省令で定める被保険者は、次のいずれかに該当する被保険者とする。	
			一・二 (略)	一・二 (略)	
			三 居宅要介護被保険者であつて、要介護認定による介護給付に係る居宅サービス並びにこれらに相当するサービス(以下この号において「要介護認定によるサービス」という)を受ける日以前に前二号のいずれかに該当し、第一号事業(前条第一項第二号の規定により市町村が補助するものに限る。以下この号において同じ。)のサービスを受けていたもののうち、要介護認定によるサービスを受けた日以後も継続的に第一号事業のサービスを受けるもの(市町村が必要と認める者に限る)。	三 居宅要介護被保険者であつて、要介護認定による介護給付に係る居宅サービス並びにこれらに相当するサービス(以下この号において「要介護認定によるサービス」という)を受ける日以前に前二号のいずれかに該当し、第一号事業(前条第一項第二号の規定により市町村が補助するものに限る。以下この号において同じ。)のサービスを受けていたもののうち、要介護認定によるサービスを受けた日以後も継続的に第一号事業のサービスを受けるもの(市町村が必要と認める者に限る)。	
			(新設)		
			(法第百十五条の四十五第二項第四号の厚生労働省令で定める事業)	(法第百十五条の四十五第二項第四号の厚生労働省令で定める事業)	
			第一百四十条の六十二の八 法第百十五条の四十五第二項第四号の厚生労働省令で定める事業は、市町村が、同号に規定する連携を行ふに当たり、在宅医療及び介護が円滑に提供される仕組みの構築を目的として行う次に掲げる事業であつて、地域支援事	第一百四十条の六十二の八 法第百十五条の四十五第二項第四号の厚生労働省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。	

業（同号に規定する事業を除く。）その他の在宅医療及び介護に関する施策との連携を図るものとする。

一 地域における在宅医療及び介護の提供に必要な当該提供に携わる者その他の関係者の連携（以下「在宅医療・介護連携」という。）に関して、必要な情報の収集、整理及び活用、課題の把握、在宅医療・介護連携に関する施策の企画及び立案（医療関係者及び介護サービス事業者その他の関係者（以下この条において「医療・介護関係者」という。）と共同して行うものとする。）、並びに医療・介護関係者に対して周知を行う事業

（削る）

（削る）

二 |
（略）
（削る）

四 | 医療・介護関係者間の情報の共有を支援する事業
（新設）
（略）

五 | 医療・介護関係者に対する在宅医療・介護連携に必要な知識の習得や当該知識の向上のために必要な研修を行う事業
（略）
（削る）

六 | 医療・介護関係者に対する在宅医療・介護連携に必要な知識の習得や当該知識の向上のために必要な研修を行う事業
（略）
（削る）

七 |
（新設）
（略）

一 地域における在宅医療及び介護に関する情報の収集、整理及び活用を行う事業

第一百四十条の六十三の二 法第百十五条の四十五の三第二項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定する額は、次の各号に掲げる事業に応じて、当該各号に掲げる額とする。

一 第百四十条の六十三の六第一号イに規定する基準に従う事業イ及びロに掲げる事業に応じて、それぞれイ及びロに掲げる額

イ 第一号訪問事業又は第一号通所事業

地域における医療及び介護の総合的

な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三条。以下「医療介護総合確保推進法」という。）第五条の規定による

改正前の法（以下「平成二十六年改正前法」という。）第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護（以下「旧介護予防訪問介護」という。）又は同条第七項に規定する介護予防通所介護（以下「旧介護予防通所介護」という。）に

相当するサービスに要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（市町村が当該算定した費用の額を勘案して別に定める場合にあっては、その額とする。）（当該額が現に当該事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該事業のサービスの額とする。次号イにおいて同じ。）の

百分の九十（市町村が百分の九十以下

の範囲内で別に定める場合にあっては、その割合とする。次号イにおいて同じ。）に相当する額

第一百四十条の六十三の二 法第百十五条の四十五の三第二項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定する額

十十五の三第二項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定する額は、次の各号に掲げる事業に応じて、当該各号に掲げる額とする。

一 第百四十条の六十三の六第一号イに規定する基準に従う事業イ及びロに掲げる事業に応じて、それぞれイ及びロに掲げる額

イ 第一号訪問事業又は第一号通所事業

地域における医療及び介護の総合的

な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三条。以下「医療介護総合確保推進法」という。）第五条の規定による

改正前の法（以下「平成二十六年改正前法」という。）第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護（以下「旧介護予防訪問介護」という。）又は同条第七項に規定する介護予防通所介護（以下「旧介護予防通所介護」という。）に

相当するサービスに要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（市町村が当該算定した費用の額を勘案して別に定める場合にあっては、その額とする。）（当該額が現に当該事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該事業のサービスの額とする。次号イにおいて同じ。）に相当する額

十十五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額（市町村が当該算定した費用の額を勘案して別に定める場合にあっては、その額とする。）（当該額が現に当該事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該事業のサービスの額とする。次号イにおいて同じ。）に相当する額

八 他の市町村との広域的な連携に資する事業

（法第百十五条の四十五の三第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定する額）

（削る）

八 |
（法第百十五条の四十五の三第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定する額）

口 第一号介護予防支援事業 指定介護
予防支援に要する平均的な費用の額
(法第五十八条第二項に規定する平均的な費用の額をいう。)を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(市町村が当該算定した費用の額を勘案して別に定める場合にあっては、その額とする。(当該額が現に当該事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該事業のサービスに要した費用の額とする。次号口において同じ。)の百分の百(市町村が百分の百以下の範囲内で別に定める場合にあつては、その割合とする。次号口において同じ。)に相当する額)

二 第一百四十三条の六十三の六第一号口又はハに規定する基準に基づく事業イ及びロに掲げる事業に応じて、それぞれイ及びロに掲げる額

イ 第一号訪問事業又は第一号通所事業前号イに規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の百分の九十に相当する額を基準として、市町村が定める額

口 第一号介護予防支援事業 前号口に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の百分の百に相当する額を基準として、市町村が定める額

三 第一百四十三条の六十三の六第二号に規定する基準に従う事業イからハまでに掲げる事業に応じて、それぞれイからハまでに掲げる額

イ 第一号訪問事業又は第一号通所事業第一号イに規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額を超えるときは、当該事業のサービスに要した費用の額とする。(当該額が現に当該事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該事業のサービスに要した費用の額とする。)に市町村が定めた割合を乗じて得た額に相当する額

口 第一号介護予防支援事業 法第五十八条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額(市町村が当該算定した費用の額を勘案して別に定める場合にあっては、その額とする。(当該額が現に当該事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該事業のサービスに要した費用の額とする。)に市町村が定めた割合を乗じて得た額に相当する額)

二 第一百四十三条の六十三の六第一号口又はハに規定する基準に基づく事業イ及びロに掲げる事業に応じて、それぞれイ及びロに掲げる額

イ 第一号訪問事業又は第一号通所事業前号イに規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の百分の九十に相当する額を基準として、市町村が定める額

口 第一号介護予防支援事業 前号口に規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額の百分の百に相当する額を基準として、市町村が定める額

三 第一百四十三条の六十三の六第二号に規定する基準に従う事業イからハまでに掲げる事業に応じて、それぞれイからハまでに掲げる額

イ 第一号訪問事業又は第一号通所事業第一号イに規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の百分の百に相当する額を基準に従う事業イからハまでに掲げる事業に応じて、それぞれイからハまでに掲げる額

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

附 則

2 市町村は、前項第一号イ又はロにおいて市町村が当該厚生労働大臣が定める額を勘案して別に額を定める場合においては、そのサービスの専門性等を勘案して、ふさわしい額となるよう定めるものとする。

ハ (略)

3 ～ 5 (略)

2 市町村は、前項第一号イ又はロにおいて市町村が当該厚生労働大臣が定める額の範囲内で別に額を定める場合においては、そのサービスの専門性等を勘案して、ふさわしい額となるよう定めるものとする。

ハ (略)

3 ～ 5 (略)